

第3期中期目標期間
(平成28～令和3年度)
自己点検・評価報告書

令和5年6月

教育研究資金適正管理室

目 次

I	組織の目的	1
II	中期目標期間の実績に係る特記事項	2
III	次期中期目標期間に向けた課題等	5

I 組織の目的

教育研究資金適正管理室は、国立大学法人東京工業大学における不正防止計画の立案・策定及びその推進・進捗状況管理等を通じて、本学における教育研究資金の適正な運営・管理及び公正な研究活動に資することを目的とする。

II 中期目標期間の実績に係る特記事項

(1) 研究費の適正な管理のための体制強化

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(令和3年2月改正)を踏まえ、「国立大学法人東京工業大学における教育研究資金の適正な運営・管理に関する規則」を改正、「教育研究資金不正防止計画」(平成27年3月制定)を改訂し、これに基づき、各種取組を進めた。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正に伴い、監査室、教育研究資金適正管理室及び監事と連携し、適切な情報共有を行うこと、また監事は役員会等において、不正防止に関する状況について定期的に報告し、意見を述べることとした。

(2) 全学的な不正防止策の取組についての周知・徹底

・ 受講を義務付けている「公正な研究活動のための研修会」は、コロナ禍によりすべてオンラインにて開講し、会場に足を運ばなくとも受講可能となった。また、設問に回答を必要とし、より定着度を深めることができた。研究活動における不正行為や研究費の不正使用の事例及び不正事案に關与した場合のペナルティを紹介し、関係者の意識向上を図った。

・ 大学ホームページ(教職員向けページ)内に、「公正な研究活動のための研修会」実施映像及び資料を掲載し、随時視聴できる環境を整えた。

・ 部局長等連絡会において、最近の不正発生状況や公正な研究活動の推進状況及び他大学の不正事案を紹介し、不正防止のための啓発活動を行った。

・ 令和2年度は「会計事務に関する研修会」をコロナ禍によりオンラインで開催し、新規採用教職員や会計事務に不慣れな方にも理解できるよう基本的な事項について説明を行った。令和3年度は、大学ホームページ(教職員向けページ)内にて掲載している令和2年度の同研修会について、視聴及び確認するよう周知した。

・ 新採用教員セミナー(令和2年7月:86名、令和3年4月:79名、令和3年10月:22名)、新採用職員研修(令和2年8月:20名、令和3年4月:23名)、部局長・評議員研修(令和2年6月:28名(全部局長、全評議員を対象とした))、グループ長研修(令和3年3月:23名、令和4年3月:13名)、主任研修(令和4年2月:30名)の機会を通じて、不正事例や会計検査院の指摘事項等を紹介し、注意喚起を行った。

(3) 実効性のある適正な研究資金の管理

・ 法人カードについて、令和元年度の試験導入時の課題等を整理し、利用者向けマニュアルの整備を行ったうえで、令和2年度から本格運用を行っている(令和3年度末:236枚発行、利用実績:2,592件(79,972,623円))。

・ 研究費使用ハンドブックについて、学生アシスタントへ特に重要な箇所を周知できるよう「学生アシスタント用抜粋版研究費使用ハンドブック」として労働条件通知書とともに配布するよう徹底した。また、同様ものをホームページにも日英両バージョン掲載した。

・ 令和2年度より、経理業務室の所属を担当する業務(契約支援業務及び検収業務)を所管している契約課に変更し、管理・指導体制の強化を図った。また、効率的な業務運営の観点から、す

ずかけ台地区の経理業務室の旅費支給に係る支援業務担当職員を部局事務内に配置し、「旅行命令担当事務」と「旅費支給に係る支援業務」を同一場所で開催することで旅行命令及び旅費支給に係る対応と支援について、連携体制の強化及び業務レスポンスの向上等を図った。令和3年度は、同所属変更に伴う管理・指導体制の強化の一環として、各経理業務室の業務量を数値化し、適材適所の人員配置を行った。

・令和3年度において、新採用教員セミナー及び本学のホームページ等で経理業務室の積極的な活用を促進した。また、研究者の意図的ではない不正やルール違反が発生しないよう、新任教職員向けの契約手続きハンドブックを新たに作成し、ホームページで案内するとともに、ハンドブック内でも経理業務室の利用方法等を記載し、経理業務室の活用促進を行った。

(4) 実効性のあるモニタリング

・監査対象となる課題の中から15%以上を抽出し監査を行った。

奨学寄附金監査、特殊役務監査の実施に加え、平成30年度からモニタリング状況監査、第三者検収の省略を例外的に認められている物品等に係る納入状況の事後確認の監査の実施及び令和3年度からモニタリング状況監査の抽出方法として前年度支払遅延日数90日以上経過している者を加えて、通年での監査を可能とするなど監査機能を強化している。また、不正使用が生じるリスクに照らした監査を実施している（文部科学省が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿ったリスクアプローチ監査を実施）。

(5) 全学的な研究不正防止の取組

・少人数による「ディスカッション研修」を実施し、実際の不正事案をもとに、不正発生の背景と回避策等について深く議論する場を設けた。

・新型コロナウイルス感染防止のため「公正な研究活動のための研修会」をオンラインにて開講し、修了には設問への回答を必須とすることにより、より理解度を深めることができた。研修内容には、研究費使用ハンドブック、研究活動における不正行為や研究費の不正使用の事例、学内で不正が発見された際の本学の再発防止の取り組み及び不正事案に関与した場合のペナルティを含み、実効性の高いルールや事例を紹介し関係者の意識向上を図った。

・研究倫理教育の推進のために、研究倫理教育 APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）（旧名称 CITI Japan）を教職員のみならず全学生も受講できる環境を整備し、利用を促している。

・研究論文や博士後期課程修了論文等の剽窃を防止するため、論文剽窃チェックソフト

「iThenticate」を導入している。利用説明会を開催し、ソフトの利用方法等の周知を行い積極的な利用を促している。

(6) 部局における研究倫理教育の推進

・各部局におけるコンプライアンス教育の実施状況について調査を依頼するとともに、関連規則や各部局でのコンプライアンス教育の実施方法について事例を紹介し、意識向上を図った。

・各部局では、様々なコンプライアンス教育を行った（科学技術創成研究院：東北大学総長特別補佐（研究倫理担当）による研究倫理教育のウェビナー開催、物質理工学院応用化学系：小グループに分かれて研究不正事例を討論など）。

- ・ eAPRIN の登録及び受講を促すため、ホームページを利用して周知を行うとともに、学内へ同プログラムの利用について周知を行った。
- ・ 本学ホームページ「研究支援窓口」内に「研究倫理教育」ページを新設し、学内に周知した。研究不正防止のための研修会資料をはじめ、研究倫理教育に関する各種コンテンツ等を掲載した。
- ・ 研究成果の第三者による検証可能性を確保するため、研究データ保存について、全学常勤教員へアンケートを行い、保存状況の把握に努めた。

Ⅲ 次期中期目標期間に向けた課題等

(1) コンプライアンス教育・研究倫理教育について

コンプライアンス教育は文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、また研究倫理教育は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいて、本学規則によって教育内容が細かに定められており、その内容は形骸化しやすい側面を持っている。

毎年、研修会や研究費使用ハンドブック、ホームページ等を見直し、コンプライアンスと研究倫理の意識の向上に配慮しているが、今後その教育内容をどのように更新し、その実効性を高めていくべきか、例年の課題となっている。

次期中期目標期間に向け、他大学が実施している啓発活動事例を積極的に取り入れながら、教育方法を随時柔軟に見直すことで、コンプライアンスと研究倫理意識の向上のみならず、浸透・定着を促進していくことが有効と考える。

(2) 東京医科歯科大学との統合に向けて

東京医科歯科大学との統合に向け、各種関係規則と不正防止計画等の見直しを行うために、東京医科歯科大学の不正防止担当部署との緊密な連携と情報交換が不可欠となる。

併せて、理工学、医歯学、さらには情報学、リベラルアーツ・人文社会科学などを収斂させて獲得できる総合知に基づく「コンバージェンス・サイエンス」という、新大学が目指す新たな展開に向けても有効なコンプライアンス教育、研究倫理教育の検討が必要となるが、東京医科歯科大学でこれまで培ってきた取り組みを取り入れ、また本学で蓄積した研修内容を融合させることによって、相互の大学にとって新しい教育内容を盛り込むことができると考える。